

第80回

鳥栖市都市計画審議会議案

平成24年7月19日

鳥栖市都市計画審議会

諮 問 事 項

諮 問 番 号	件 名	頁
諮問第96号	鳥栖基山都市計画道路の変更（佐賀県決定） 3・5・106号鳥栖駅田代本町線の変更	1～3

諮問第96号 鳥栖基山都市計画道路の変更（佐賀県決定）

変更する路線の名称等	頁
3・5・106号鳥栖駅田代本町線の変更（佐賀県決定）	2

鳥栖基山都市計画道路の変更（佐賀県決定）

1. 都市計画道路中 3・5・106 号鳥栖駅代本町線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・106	鳥栖駅代本町線	鳥栖市京町字森園	鳥栖市本鳥栖町字下鳥栖	鳥栖市本鳥栖町字下鳥栖	約 390m	地表式	2車線	15.0m	幹線街路と平面交差 2箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

【理由】

(1) 変更の必要性

鳥栖市の幹線道路として都市計画決定されている都市計画道路は 28 路線あり、その総延長は約 6.9 km であるが、総延長のうち約 1/3 の区間（約 35%）の整備が完了していない状況であった。

現在、鳥栖市では住宅団地や産業団地などの開発が順調に進み、人口は依然として増加傾向が続いている。このため、市街地を通過する自動車交通の処理や沿道市街地の良好な環境を確保するため、幹線街路の整備は重要な課題となっている。一方で、長期的にみれば、今後は人口減少や低成長社会を迎えるなど、鳥栖市を取り巻く社会経済情勢が大きく変化していくことも考えられる。

このような中、長期間にわたり整備に着手されていない都市計画道路については、計画当初から状況に変化が生じ、その計画決定根拠に不整合が生じている路線も存在することが考えられる。さらに、このような区間については、道路の計画区域内の土地に対して規制がかかり続けており、地権者の方々の土地の利用計画が立てづらくなっていることから、必要な道路区間の確認など、都市計画道路の整備の目的等を再検討することとした。

(2) 変更の方針

このような状況の中で、「鳥栖市都市計画道路見直し検討懇話会」を設置し、パブリックコメントやアンケート等により幅広く市民の意見も伺い検討が行われ、これらの議論を踏まえ懇話会からの提案書が提出された。この提案書を参考に、再度市民の意見を伺った上で、「鳥栖市都市計画道路見直し計画」を決定した。

この「鳥栖市都市計画道路見直し計画」の見直し方針は、道路機能の確保、未着手要因の除去、住民要望の確認を大きな3つの柱とした方針により策定された。

この「鳥栖市都市計画道路見直し計画」においては、見直し対象路線・区間として12路線36区間（約18.4km）が設定された。その見直し対象区間のうち、5路線11区間（約5.8km）を廃止と決定した。

(3) 今回変更を行う主な理由

3・5・106号鳥栖駅田代本町線は、長期未着手路線であり、「鳥栖市都市計画道路見直し計画」において廃止と決定した路線（区間）である。また、「路線機能評価は低い」「市道の代替路線がある」「周辺道路における交通処理上の問題はない」ことから、今後の円滑な都市活動、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保することに対して必要性が低いため、都市計画の一部を廃止するものである。